

2018年4月26日

各位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号  
野村不動産ホールディングス株式会社 代表取締役社長 沓掛 英二  
野村不動産株式会社 代表取締役社長 宮嶋 誠一  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 宇佐美 直子  
TEL : (03) 3348-8117

### 適切な労務管理と職場環境の改善に向けた取り組みについて

野村不動産グループの野村不動産株式会社(以下「野村不動産」という)は、2017年12月25日付で本社及び地方4事業場(関西支社、名古屋支店、仙台支店、福岡支店)を管轄する労働基準監督署から、一部職員に適用している企画業務型裁量労働制(以下「裁量労働制」という)に関する是正勧告・指導を受けました。

これは、裁量労働制の対象職員の一部に対し、同制度に基づく「みなし労働時間」が適用されない結果として、時間外労働に関する協定(いわゆる36協定)を超えた時間外労働が発生していること、及び時間外労働にかかる賃金を支払っていないと判断されたことによるものです。

本是正勧告・指導を踏まえ、野村不動産では2018年3月31日をもって裁量労働制を廃止し、対象社員の労働時間について精査のうえ、未払い賃金については清算を進めております。

また、野村不動産の職員がお亡くなりになり、労災の認定がなされたことにつきましては、グループ全体として大変重く受け止めております。お亡くなりになられた職員のご冥福を深くお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆さまには心よりお悔み申し上げます。

今回の問題発生の原因は、人事制度設計・運用過程および労務管理の不備に対して、経営として適切な監督・指導が行えなかったことです。

またその背景としては、各業務や、商品、サービスにこだわる風土が業務量の増大につながり、労務管理が不十分であったことにあると考えております。

野村不動産グループといたしましては、このような問題を二度と起こさないことを強く誓うとともに、株主の皆さまや社会からの信頼、職員の会社や経営に対する信頼の回復を目指し、労務管理の徹底及び職員が安心して前向きに業務に取り組める職場環境への改善に、しっかりと取り組んでまいります。

## 〔適切な労務管理と職場環境の改善に向けた取り組み〕

野村不動産グループは、職員の心身の健康を何よりも大切にして、経営してまいります

- すべての役職員が、心身ともに健康で、生き活きと仕事に取り組むことが、企業の持続的な成長につながる「ウェルネス経営」を目指します
- 上記方針を経営トップから継続的に発信し、理解浸透と着実な実践に努めます

上記方針を踏まえ、野村不動産として、以下の取り組みを行ってまいります。

### <野村不動産として取り組むこと>

#### 1.法令順守を徹底します

- ・ 36協定の順守はもとより、労働関連法令の順守について、改めて経営から継続的に発信し、全役職員の意識向上を図り、法令順守を徹底いたします

#### 2.経営トップ及び役員が、職員と課題を共有し、信頼関係の構築と職場環境の改善に努めます

- ・ 職員と経営トップが直接対話する場を定期的に設け、当社に根付く文化・風土や労務に関する現場の課題を共有し、経営と社員との相互の信頼関係を築きながら課題に対処し、職場環境の改善を進めてまいります
- ・ 各役員は、担当組織の労務に関する課題について、個々の職員における状況や背景を把握し、改善すべき事項を明確化の上、実践します
- ・ 組織内で職員の業務量を平準化することが難しい場合は、全社的な人員配置の見直しを行います

#### 3.以下の健康確保施策を実践します

##### (1) 役職員の健康問題への意識向上

- ・ 健康問題に関する研修を、定期的な研修として組み込み、これにより役職員の健康問題に関する知識を深め、健康維持・向上への意識を高めます
- ・ 毎年12月を推進強化月間と定め、健康確保のための取り組みについて振り返り、年末年始を含む休暇取得の促進など、全社をあげてウェルネスをより意識する機会とします

##### (2) 役員及び管理監督者による職員の健康状況の把握の徹底

- ・ 管理監督者である部課長は、業務上で健康面のケアが必要な職員の状況を適切に把握し、必要な情報を担当役員及び人事部と共有します。また管理監督者である部課長の健康についても、役員が把握に努め、人事部との定期的な面談を通じ、適切に対応します
- ・ 部下の健康状態を担当役員及び管理監督者である部長が共有する場を定期的に設け、これにより部下の健康確保について、強く意識するとともに、組織の健康問題を把握し適切に対応します

### (3) 健康相談体制・健康診断体制のさらなる拡充

- ・ 既存の健康相談窓口を増強し、加えて外部カウンセラーを含む相談体制の周知を徹底し、職員及びご家族がいつでも相談できる体制を整備することで、健康問題の発生を未然に防ぐよう努めます
- ・ 職員の健康診断・人間ドックの100%受診の徹底、対象職員への再受診の勧奨と受診確認を行うことで、健康問題の発生を未然に防ぐよう努めます

上記施策等の着実な推進のため、野村不動産人事部及び野村不動産ホールディングスグループ人事部に「ウェルネス推進課」を新設し、グループ各社においても状況を確認したうえで各々の取り組みを行ってまいります。

なお、今般の法令違反及び不適切な労務管理について、未然に防ぐことができなかったことは、野村不動産の経営のみならず、グループ経営を管理する野村不動産ホールディングス株式会社の経営としても、極めて重く受け止めております。また、株主の皆さまや社会に対して、またグループ各社の職員とそのご家族の皆さまに対して、多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを深く反省いたしております。

この反省の念から、昨年度の野村不動産ホールディングスの執行役員及び野村不動産の取締役については、以下の通り報酬の自主返上を行うことといたしました。

・野村不動産ホールディングス株式会社 代表取締役社長グループ CEO 沓掛 英二  
(野村不動産株式会社 代表取締役会長)

・野村不動産株式会社 代表取締役社長 宮嶋 誠一  
(野村不動産ホールディングス株式会社 代表取締役副社長グループ COO)

上記の者は月額報酬20%を3ヶ月、その他の役員は月額報酬10%を3ヶ月返上

今後は、野村不動産グループとして、すべての役職員が心身ともに健康で生き活きと仕事に取り組むことが企業の持続的な成長につながる「ウェルネス経営」を目指します。

そのために、経営トップが職員に向けてしっかりと継続的な発信を行い、上記に掲げた施策の実践をはじめ、適切な労務管理の徹底と、前向きに業務に取り組める職場環境への改善に、グループをあげて取り組んでまいります。

以上

<これまで取り組んできた働き方改革について>

野村不動産グループの各社では、働き方改革を進めていくために、以下のような取り組みを行ってまいりました。今後も「ウェルネス経営」を目指し、様々な働き方改革の取り組みに努めてまいります。

□時間と場所に縛られない柔軟性のある働き方を目指した取り組み

1. 時間の有効活用の推進

- フレックス勤務制度の有効活用

2. 働く場所の自由度の向上

- テレワークや在宅勤務制度の導入

□メリハリのある働き方を目指した取り組み

1. 休日・休暇の取得促進

- 営業店舗における定休日の設定による計画的な休日の取得
- 休暇取得促進制度の導入（リフレッシュ休暇、ウィークエンド休暇、パブリック休暇、アニバーサリー休暇、バースデー休暇 等）

2. 労働時間の意識向上の推進

- 労働時間の見える化、ノー残業デーの設定
- 退社時刻宣言制度、P Cシャットダウンの導入

□生産性向上のPDCA推進

- 業務の棚卸しや取捨選択を進める取り組みの推進
- 権限移譲や役割分担の検討等

□その他の施策

- 育児・介護社員の支援施策の導入
  - ・ 時差出勤制度、職制転換制度の導入
  - ・ ベビーシッター費一部補助制度の導入
  - ・ 男性職員のバース休暇制度（お子さん誕生時の育児支援休暇）導入
- 新宿野村ビル内に社内コミュニケーションスペースを設置

以上